

# 歯界展望

DENTAL OUTLOOK

# 2

VOL.117 NO.2  
FEBRUARY 2011



## 特集

生物学的幅径とどう向き合うか? 2

水上哲也・國廣順之・雑賀伸一  
服部俊嗣・平井友成・徳永哲彦・田中秀樹・小山浩一郎

## 新連載

レーザーはここまできた! Practice & Evidence

須田英明・南里嶽仁・海老原 新

## 診療契約書を作成する際の ポイントは?… 診療契約書

Q 当院では審美歯科に力をいれていきたいと考えていますが、診療内容や費用に対する誤解から、診療後にトラブルに発展したという話を耳にしました。そこで、無用のトラブルを避けるため、患者さんと診療契約書を交わしたいのですが、契約書を作成する際に、どのような点に注意すればよいのでしょうか？

A 診療契約書を作成する目的は、契約内容を明確にしてトラブルを防止することと、トラブルになった場合に一定の証拠を確保することにあります。そのため、①契約の内容に漏れがないか、②文書の形式に不備がないか、といったことに留意して作成する必要があります。

### 1. 診療契約

#### (1) 診療契約の成立

診療契約とは、“歯科医師が患者に対して一定の診療行為を行う”という、委任に準じた契約であるとされています。診療契約によって、歯科医院には最善を尽くして本来行うべき治療を誠実に行うといった義務が生じ、患者には診療報酬を支払うといった義務が生じます。

診療契約は、これから行う診療内容について患者と歯科医師との間で合意した時点で成立します。したがって、法律上は必ずしも書面が必要となるわけではありません。

#### (2) 診療契約書作成のメリット

診療契約書とは、診療内容を明確にし、歯科医院と患者との間の権利義務を明らかにした文書です。

歯科治療では、抜歯、歯の切削など復元・再生が不可能な処置も多く、診療を行うにあたっては、患者に対してその内容、必要性および危険性について事前に説明し同意を得る義務、つまり説明義務が課せられています。さらに自由診療は、診療内容が定まっている保険診療に比べて診療内容の裁量が格段に広がるので、複数の治療方法から選択して行うような場合には、患者の十分な理解を得なければなりません。

仮に診療契約書等を締結せず、診療

後にトラブルに発展した場合、事前に歯科医師が説明義務を十分に果たしていたとしても、それを証明することは難しくなります。したがって、診療行為に緊急を要しないケースであれば、診療契約書を締結することで、そのようなトラブルが未然に回避できるほか、患者と情報の共有化が図れ、患者の歯科医院に対する信頼が高まるというメリットもあります。

### 2. 診療契約書の内容

#### (1) 契約の当事者

まず、誰と契約を締結するのかを明確にしなければなりません。

歯科医院側は、診療所の開設主体が個人であればその個人が、医療法人であればその法人が当事者となります。

相手側は、原則として患者本人ですが、法律上、患者本人に契約を締結する能力がない場合は法定代理人となります。たとえば、患者が未成年者の場合は、法定代理人である親権者と契約を締結することになります。

#### (2) 診療内容、予定期間

患者への十分な説明のうえ同意が得られた診療内容のほか、説明義務に関する内容を記載します。

診療内容は、①どの部位を、②いつまでに、③どのようにするか、をできるだけ明らかにします。また別紙とし

### 診療契約書

東野太郎（以下、「甲」という。）と歯科医師 北野次郎（以下、「乙」という。）とは、次のとおり契約する。

#### 第1条（目的）

甲と乙は、乙が生命の尊重と個人の尊厳の保持とを旨とし、甲と乙の信頼関係に基づいて、甲に対し、甲の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を提供することを前提とし、別添の治療計画書にもとづく診療を行うことを目的として本契約を締結する。

#### 第2条（報酬）

甲の乙に対する、診療報酬は金\*\*\*円とする。

2 甲は、診療報酬の全額を、診療開始時までに下記口座に振込により支払う。  
（～省略～）

#### 第〇条（契約の終了）

甲は、いつでも申出により、本契約を終了させることができる。

2 甲が最終受診日または乙が受診を指示した日から半年以上、乙に何らの連絡もなく受診しない場合には、乙は、前項の申出があったものとみなし、本契約を終了することができる。  
（～省略～）

#### 第〇条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第〇条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名押印の上各1通を保有する。  
（～省略～）

て、この3点を記載した治療計画を契約書に添付する方法もあります。診療内容の説明時に提示したサンプルや類似症例の写真などを添付する方法もケースによっては有益でしょう。

#### (3) 診療報酬、支払時期・方法

診療報酬はトラブルの要因となることが多いため、明確に定める必要があります。内容としては、①総額でどれだけかかるか、②いつ支払うか、③どのように支払うかについてを明らかにします。

支払時期については、自由診療では自由に定めることができます。たとえば、「診療前に全額支払う」と定めても問題ありませんし、診療開始時に半額、診療終了時に残額を支払うと定めることもできます。

#### (4) 中止、変更の場合の手続

診療の途中でも一定の場合には治療を中止できる旨や、診療方針を変更しなければならなくなった場合に診療内容を変更できる旨を定めておく必要があります。また、その場合に診療費用はどのようになるのかについても、併せて定めておきます。

### 3. 診療契約書の形式

#### (1) 署名、押印

署名とは、自分の氏名をサインすることです。ワープロやパソコンで印字

された氏名を記名といいますが、署名は、記名に比べて本人が作成したという信憑性が増すので、可能なかぎり、契約の当事者には署名を求めたほうがよいでしょう。

押印とは、署名や記名とともに契約の当事者が作成した文書であることを表すために印鑑を押すことで、契約書の作成には必須です。

#### (2) 契約書の数

契約書は、当事者が各1通ずつ原本を所有することが一般的です。通常、契約当事者は歯科医院と患者なので、2通作成することになります。なお、診療契約書は印紙税法上の課税文書にあたりませんので、印紙税は不要です。

#### (3) 契印

契約書が数枚にわたる場合には、複数枚にわたる契約書が一体であることを明らかにするため、各紙の綴じ込みの間にまたがって各当事者が印を押し

ます。これを契印といいます。

#### (4) 用字用語・表現

患者は一般的に、歯科治療についての詳しい知識をもっていません。契約書、特に診療内容については、難解な専門用語を極力用いず、平易でわかりやすい表現を心がける必要があります。

### 4. おわりに

診療契約の締結にあたっては、契約書を作成するか否かにかかわらず、歯科医師による説明とそれに対する患者の理解が必要です。その前提があってはじめて、契約書作成の目的であるリスク回避ができるといえます。

なお、診療契約書の内容には、歯科治療に関する事柄以外に、法律上のポイントも少なくありません。また、形式面での整備も不可欠です。そこで、歯科医療の法務に詳しい専門家と相談のうえ作成することをお勧めします。